

# 南魚沼市大和・六日町地域水田農業推進協議会規約

平成19年4月17日制定

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、南魚沼市大和・六日町地域水田農業推進協議会(以下「地域協議会」という。)という。

(区域)

第2条 地域協議会の区域は、南魚沼市大和地域及び六日町地域とする。

(目的)

第3条 地域協議会は、地域における需要に応じた米の生産の推進を図るとともに、水田農業構造改革交付金等(以下「交付金」という。)の活用を通じ、水田農業の構造改革の推進、水田を活用した作物の産地づくりの推進、水田農業の振興等に資することを目的とする。

(事業)

第4条 地域協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域水田農業ビジョンの策定、実施状況の点検及び見直しに関する事。
- (2) 水田農業構造改革交付金に関する事。
- (3) 耕畜連携水田活用対策に関する事。
- (4) 認定方針作成者別の需要量に関する情報の算定、認定方針作成者から方針参加農業者への生産数量目標の配分の一般ルールの設定及び当該生産数量目標を作付面積に換算する際の基準となる単収等の検討・助言に関する事。

## 第2章 委員等

(地域協議会の委員)

第5条 地域協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 南魚沼市
- (2) 南魚沼市議会
- (3) 南魚沼市農業委員会
- (4) 魚沼みなみ農業協同組合
- (5) 魚沼農業共済組合
- (6) 大和郷土地改良区
- (7) 南魚沼中央土地改良区
- (8) 五城土地改良区
- (9) 南魚沼市認定農業者会議
- (10) 魚沼みなみ稲作振興協議会
- (11) 魚沼みなみ園芸振興協議会
- (12) 魚沼みなみ生産組織連絡協議会
- (13) 消費者代表
- (14) 実需者
- (15) 生産調整方針作成者

2 地域協議会は、前項の委員のほか必要に応じ、南魚沼地域振興局農林振興部、北陸農政局新潟農政事務所地域第5課のオブザーバー参加を求めるものとする。

(届出)

第6条 委員は、その氏名又は住所(委員が団体の場合には、その名称、所在地、代表者の氏名)に変更があったときは、遅滞なく地域協議会にその旨を届け出なければならない。

### 第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第7条 地域協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 3名
- (3) 監 事 2名

2 第1項の役員は第4条第1項の委員の中から協議会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第8条 会長は地域協議会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐して地域協議会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを協議会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があるときは、委員会を招集すること。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、3年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、任期満了又は辞任の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員の解任)

第11条 地域協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、協議会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合においては、地域協議会は、その協議会の開催の日の15日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員の報酬)

第12条 役員等は、無報酬とする。

2 役員等には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、協議会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第4章 総会

### ( 総会の種別等 )

第13条 地域協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、会長が行う。

3 通常総会は、毎年1回以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

( 1 ) 委員現在数の2分の1以上から、会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

( 2 ) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。

( 3 ) その他会長が必要と認めるとき。

### ( 総会の招集 )

第14条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって委員に通知しなければならない。

3 会議の開催に当たっては、公平性・透明性の確保のため、事前の告知、会議の公開及び議事録の公表に努めるものとする。

### ( 総会の議決方法等 )

第15条 総会は、委員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 委員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第17条に規定する場合を除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、委員として総会の議決に加わることができない。

### ( 総会の権能 )

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

( 1 ) 事業計画及び収支予算の設定または変更に関すること。

( 2 ) 事業報告及び収支決算に関すること。

( 3 ) 諸規程の制定及び改廃に関すること。

( 4 ) 地域水田農業ビジョンの策定、実施状況の点検及び見直しに関すること。

( 5 ) 産地づくり計画書に関すること。

( 6 ) その他地域協議会の運営に関する重要な事項。

### ( 特別議決事項 )

第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

( 1 ) 地域協議会規約の変更

( 2 ) 地域協議会の解散

( 3 ) 委員の除名

( 4 ) 役員の解任

(書面又は代理人による表決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに地域協議会に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を地域協議会に提出しなければならない。

4 第15条第1項及び第4項並びに第17条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 日時及び場所 (2) 委員の現在数、当該総会に出席した委員数、第18条第4項により当該総会に出席したとみなされた者の数及び当該総会に出席した委員の氏名

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、議長及び当該総会に出席した委員のうちからその協議会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

4 議事録は、第20条第1項の事務局に備え付けておかなければならない。

## 第5章 事務局等

(事務局)

第20条 総会の決定に基づき地域協議会の業務を執行するため、魚沼みなみ農業協同組合営農部(南魚沼市浦佐5130番地1)に事務局を置く。

2 地域協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。

3 事務局長は、会長が任命する。

4 地域協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

5 事務局長は、会計処理規程第8条第1項の経理責任者並びに事務処理及び文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者を兼務することができる。

(業務の執行)

第21条 地域協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

(1) 会計処理規程

(2) 事務処理及び文書取扱規程

(3) 公印取扱規程

(書類及び帳簿の備付け)

第22条 地域協議会は、第20条第1項の事務局に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

(1) 地域協議会規約及び前条各号に掲げる規程

(2) 役員等の氏名、住所を記載した書面

(3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿

(4) その他前条の各号の規程に基づく書類及び帳簿

## 第6章 会計

(事業年度)

第23条 地域協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(資金)

第24条 地域協議会の資金は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 新潟県水田農業推進協議会からの助成金
- (2) その他の収入

(資金の取扱い)

第25条 地域協議会の資金の取扱方法は、会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第26条 地域協議会の事務に要する経費は、第24条第1項の新潟県水田農業推進協議会(以下「県協議会」という。)からの助成金及び同条第2号のその他の収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第27条 地域協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、事業開始前に協議会の議決を得なければならない。

(監査等)

第28条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常協議会の開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を協議会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、協議会の承認を得た後、これを第20条第1項の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第29条 会長は、水田農業構造改革対策実施要綱(平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)、耕畜連携水田活用対策事業実施要綱(平成19年4月2日付け18生産第2750号農林水産事務次官依命通知。以下「耕畜連携実施要綱」という。)、水田農業構造改革対策実施要領(平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知。以下「実施要領」という。)、耕畜連携水田活用対策事業実施要領(平成19年4月2日付け18生産第2751号生産局長通知。以下「耕畜連携実施要領」という。)その他の規程の定めるところにより次の各号に掲げる書類を県協議会に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書
- (2) 前年度末の財産目録及び貸借対照表
- (3) 前年度の収支計算書及びその年度の収支予算書

## 第7章 地域協議会規約の変更

(規約の変更)

第30条 この規約を変更する場合は、県協議会の承認を受けなければならない。

(届出)

第31条 第21条各号に掲げる規程に変更があった場合は、地域協議会は、遅滞なく県協議会に届出なければならない。

## 第8章 雑則

(細則)

第32条 実施要綱、耕畜連携実施要綱、実施要領、耕畜連携実施要領及びこの規定に定めるもののほか、地域協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

### 附則

- 1 この規約は、平成19年4月17日から施行する。
- 2 地域協議会の設立当初の役員を選任については、第7条第2項中「協議会」とあるのは、「設立協議会」と読み替えるものとし、その任期については第9条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。
- 3 地域協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第29条中「協議会」とあるのは「設立協議会」と読み替えるものとする。
- 4 地域協議会の設立初年度の会計年度については、第25条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成20年3月31日までとする。
- 5 平成19年度に執行する平成18年産対策（稲作所得基盤確保対策、麦・大豆品質向上対策及び担い手経営安定対策）については、なお従前の例により取り扱うものとする。